



## 税務情報

### 経済産業省 — 「新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入について」の公表

経済産業省は6月12日、「[新型コロナウイルス感染症関連](#)」の「[株主総会\(オンラインでの開催等\)](#)」、「[企業決算・監査等の対応](#)」のページにおいて、以下の資料を公表しました。

- [新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入について](#) (PDF 133.8KB)

この資料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ株主総会の延期等を行う企業の役員給与について、法人税法上の損金算入の手続等に関する考え方を以下のとおり整理したものです。なお、これらの内容は国税庁に事前に確認を行ったものであるとのことです。

#### 1. 定期同額給与

##### 【定期同額給与のうち通常改定の期限】

原則	3月経過日等 <sup>(*)</sup>  <sup>(*)</sup> 会計期間開始の日から3ヵ月(確定申告書の提出期限の延長の特例により税務署長の指定する月数の延長が認められている場合には、指定月数に2を加えた月数)を経過する日
特例	定期同額給与の改定 <sup>(*)</sup> が3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合には、その改定の時期  <sup>(*)</sup> 継続して毎年所定の時期にされる改定に限る。

##### 【今回示された考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、定時株主総会を延期することとなったことに伴い、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が3月経過日等後に行われる場合	自己の都合によらない「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定期間の要件を満たす。
---	--

《参考》

国税庁から公表されている「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」(PDF 1.88MB)が6月12日に更新され、「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」に以下の2つの設問が追加・更新されました。

- 問7. 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期(追加)  
 問9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い  
 (更新)

このうち、問7の回答には、上記の【今回示された考え方】と同様の考え方が示されています。

## 2. 事前確定届出給与

### 【事前確定届出給与に係る届出の期限】

原則	株主総会等の決議により役員の職務について事前確定届出給与の定めをした場合におけるその決議をした日(同日がその職務執行の開始の日後である場合には、その開始の日)から1ヵ月を経過する日
特例	上記の1ヵ月を経過する日が4月経過日等 <sup>(*)</sup> 後である場合には、その4月経過日等 <sup>(*)</sup> その職務執行の開始の日の属する会計期間開始の日から4ヵ月(確定申告書の提出期限の延長の特例により税務署長の指定する月数の延長が認められている場合には、指定月数に3を加えた月数)を経過する日

### 【今回示された考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、定時株主総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての株主総会等の決議が例年の株主総会等の決議の時期より遅れることとなったため、4月経過日等までに事前確定届出給与に関する届出ができない場合	国税通則法第11条(災害等による期限の延長)が認められる。
--	-------------------------------

### 3. 業績連動給与

#### 【損金算入される一定の業績連動給与の適正手続終了時期要件】

要件	3 月経過日等 <sup>(*)</sup> までに報酬委員会が決定していること等の適正な手続を経ていること  <sup>(*)</sup> 職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日から3ヵ月(確定申告書の提出期限の延長の特例により税務署長の指定する月数の延長が認められている場合には、指定月数に2を加えた月数)を経過する日
----	---

#### 【今回示された考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、継続会を開催又は株主総会を延期することとなったことに伴い、適正な手続を経た業績連動給与の決定が3月経過日等後になった場合	上記の要件は満たさない。 ただし、以下の事例のような場合には、その決定は3月経過日等までに行われたものと認められ、上記の要件を満たす。
--	--

#### 《事例》

- 継続会を行う場合においては、3月経過日等までに開催する当初の株主総会で役員選任決議と併せた決議により業績連動給与を決定し、その後の決算報告を継続会で行う場合
- 3月経過日等までに開催する報酬委員会又は報酬諮問委員会への諮問を経た取締役会において業績連動給与を決定し、延期された株主総会においてその給与に係る金額等の承認や役員選任の決議を行う場合

#### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.